

議案第44号

基山町環境審議会条例の制定について

基山町環境審議会条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町環境審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、基山町環境基本条例（令和元年条例第 号）第13条第2項の規定に基づき、基山町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の事項について調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造に関する必要な事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

提案理由

基山町環境基本条例第13条第2項の規定に基づき、基山町環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、基山町環境審議会条例を制定する必要がある。

令和元年12月13日原案可決